

学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）の結果について

I. 調査趣旨

本調査は、石綿障害予防規則の改正（平成26年3月）により、同規則第10条の規制対象として、これまでの吹き付けアスベスト等に加え、新たに「石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材（以下「石綿含有保温材等」という。）」が追加されたことから、特に飛散の危険性が高い室内等に露出して設置されている保温材や耐火被覆材（以下「保温材等」という。）及び煙突用断熱材の使用状況について、平成30年度に引き続き、「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について（依頼）」（令和5年7月7日付け5文科施第308号）に基づき、調査を行ったものである。

II. 調査概要

（1）調査内容

令和5年10月1日時点の使用状況調査の実施。

① 室内等に露出した保温材等の保有状況

石綿の含有の有無に関わらず教室や廊下等に露出して設置されている保温材及び耐火被覆材の劣化、損傷等の状況を調査。

※これまでの調査でアスベストが含有していないことが判明しているものは、調査対象外。

② 煙突用断熱材の使用状況

石綿を含有する煙突用断熱材の劣化、損傷等の状況を調査。

（2）対象機関

独立行政法人国立高等専門学校機構の51校の国立高等専門学校（以下「国立高専」という。）を対象とした。

（3）対象建材及び建築物

保温材：平成8年度以前に完成した建築物。

耐火被覆材：平成17年度頃までに完成した建築物。

煙突用断熱材：令和5年10月1日時点で、石綿を含有する煙突用断熱材を使用している煙突の全数。

Ⅲ. 調査結果

(1) 室内に露出した保温材等

①使用状況調査の実施状況

調査区分	前回の結果 (平成30年10月1日時点)	今回の結果 (令和5年10月1日時点)	増減
調査未完了 の 国立高専	0校	0校	—

②使用状況調査の実施状況

調査区分	前回の結果 (平成30年10月1日時点)	今回の結果 (令和5年10月1日時点)	増減
露出した 保温材等を 保有する 国立高専	30校	22校	▲8校
上記のう ち、劣化、 損傷等有 る保温材等 を保有する 国立高専	0校	0校	—

※上記の「露出した保温材等を保有する機関」は石綿含有の有無にかかわらない

(2) 煙突用断熱材

① 使用状況調査の結果

調査区分	前回の結果 (平成30年10月1日時点)	今回の結果 (令和5年10月1日時点)	増減
石綿含有断熱材使用煙突又は調査未完了の煙突を保有する国立高専	3校	2校	▲1校
上記のうち、劣化、損傷等により飛散のおそれがある石綿含有煙突用断熱材を保有する国立高専	0校	0校	—

IV. 今後の対応について

国立高専では、今後も措置済み状態にあるものについて、引き続き石綿等の飛散がないよう表面の状態等の点検・維持管理を徹底していくとともに、大規模改修等にあわせて、除去等を実施することとしている。

(問い合わせ先)

独立行政法人国立高等専門学校機構

本部事務局施設部施設企画課長 有野 克己

電話：042-668-5221

令和5年10月1日時点

石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)結果

室内等に露出した保温材等の使用状況						
建物種別	全 機関数	調査 未完了 機関数	① 露出保温材、耐火被覆材が 使用されているもの	② 左記①のうち、措置済み状態ではないもの (劣化、損傷等による飛散のおそれがあるもの)		
			機関数	機関数	石綿含有	不明
高等専門学校	51	0	22	0	0	0

令和5年10月1日時点

石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)結果

煙突用断熱材使用煙突状況						
建物種別	全 機関数	調査 未完了 機関数	① 石綿含有断熱材 を使用しているもの	② 左記①のうち、 措置済み状態に あるもの	左記①のうち、措置済状態ではないもの	
					③ 損傷、劣化等による 石綿等の粉じんの飛散の おそれがないもの	④ 損傷、劣化等による 石綿等の粉じんの飛散の おそれがあるもの
			機関数	機関数	機関数	機関数
高等専門学校	51	0	2	2	0	0